申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部都市計画課 番号 1

許認可等の内容		高度地区の適用除外及び制限の緩和の規定による許可
根拠法令及び条項		都市計画法第8条第1項第3項
	関係条項	
審査基準	基 準 (未設定の場合は その理由)	別紙のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 4月 1日設定(平成30年6月6日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 日(休日は含まない。) 未設定 (許認可等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないもので あり、標準処理期間を設定していません。)
	設定等年月日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)